

仕様書番号：E7-8

日付：令和7年2月4日

エレベーター保守点検

システム通信・サイバー学校

仕 様 書

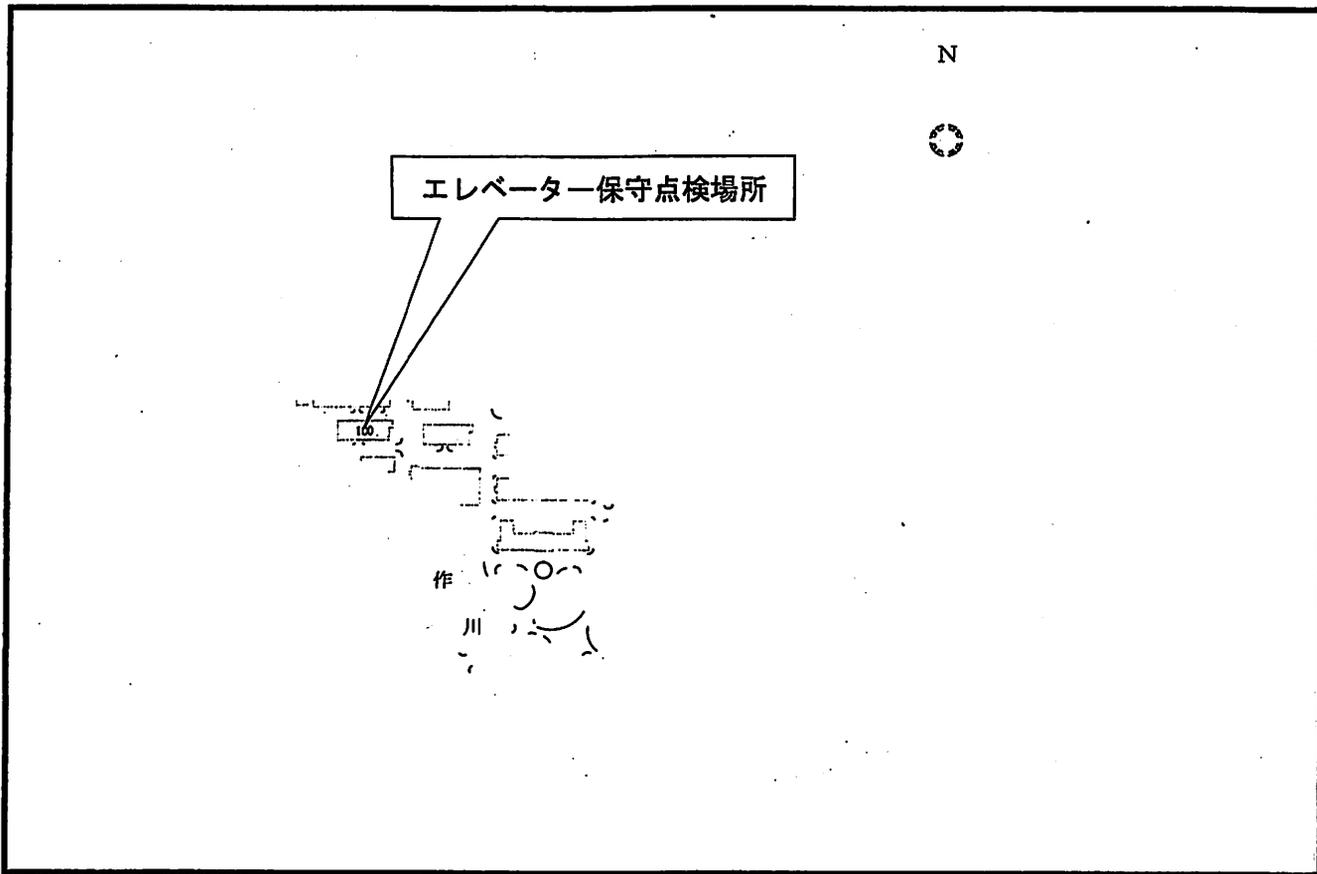
- 1 件 名 エレベーター保守点検
- 2 場 所 神奈川県横須賀市久比里2-1-1 陸上自衛隊久里浜駐屯地 100号隊舎
- 3 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日の間
- 4 概 要 隊舎内エレベーター（2基）の定期点検・整備（フルメンテナンス契約）
- 5 一般事項
 - (1) 本役務は、本仕様書及び「建築保全業務共通仕様書及び同解説 令和5年度版」〔国土交通省大臣官房官庁営繕部監修〕（以下、共通仕様書という）に基づき実施すること。
 - (2) 点検については、毎月点検、3ヶ月点検、6ヶ月点検、1年点検を実施し定期点検報告書を提出すること。
 - (3) 定期検査作業者は「一級建築士」、「二級建築士」または「昇降機等検査員」のいずれかの資格を有する者が行う。また有資格者は監督官に資格証の写しを事前に提示すること。保守点検（毎月点検）については「昇降機等検査員」の資格を有する者が行う。
 - (4) 点検作業については、隊舎の管理業務を担当をしている隊員または、その代理の隊員の立会いのもと行い作業終了後、点検結果の報告書を作成し、監督官へ提出すること。
 - (5) 法定点検の点検結果報告書及び点検写真を提出すること。また部品交換のための使用資材等がある場合も同様に写真を提出すること。部数は1部とする。
 - (6) 点検内容、点検周期及び修理、取替、調整範囲は共通仕様書当該事項による。
 - (7) 金属類など発生材が出る場合は監督官に通報し、その発生材が監督官の示す場所に集積する指示を受けた場合、発生材調書を作成して提出したのちに集積すること。また発生材が部隊の単独品として産業廃棄物の処分をするものにおいては必ず産業廃棄物管理票（マニフェスト）のE票（写し）を官側に提出する。
 - (8) フルメンテナンスにおいて、使用資材はメーカー純正の未使用品を使用し、やむなく他のもの（同等品）を使用する場合は監督官の承認を得ること。
 - (9) 故障や事故等が発生した場合は、直ちに専門技術者を急派し、故障等の排除措置を行う。
 - (10) 本仕様書に記載なき事項、または疑義が生じた場合は、監督官と協議する。
 - (11) 作業日時は毎月第3木曜日の午前9時～午後4時30分（入門は午後3時まで）の間を基準とし、作業実施2週間前までに開始時間を官側に事前連絡をする。また作業日時の変更を行う場合は速やかに調整を行う。

6 特記事項

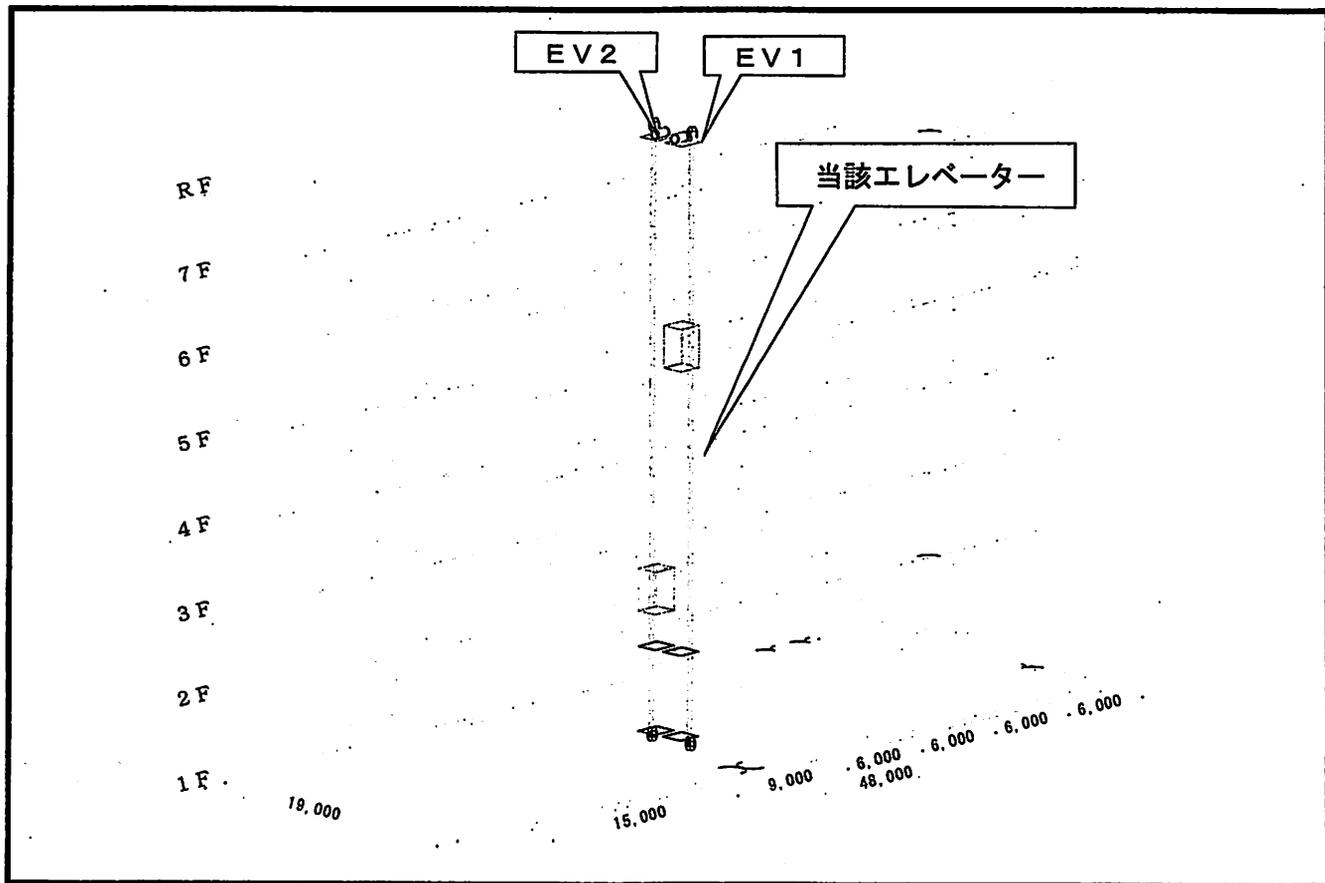
- (1) 点検項目については、建築保全業務共通仕様書及び同解説の表7.2.5に基づき実施すること。

(2) 機器諸元

型 式	ジャパンエレベーターパーツ株式会社製 IC-70.00 乗用ロープ式エレベーター（普及型）
制 御 方 式	交流可変電圧可変周波数制御（VVVF制御）
操 作 方 式	方向性群乗合全自動方式
容 量 / 定 員	600kg / 9名
速 度	60m/min
昇降路全長	26,520mm
昇 降 工 程	20,400mm
昇 降 路	構造RC 開口4,850mm×奥行2,590mm
巻上機位置	昇降路直上部
電 動 機	5.0kw
仕 様 電 源	3相3線200V 50Hz 単相100V 50Hz
出 入 口 方 式	2枚戸中央開き電動式
付 加 装 置	地震時管制運転装置 停電時最寄階着床装置 火災時管制運転装置



案内図



#100 立面図